

国立大学法人東京農工大学テニユアトラック教員の任期に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (任期等) 第3条 (略)</p> <p>2 テニユアトラック教員が、前項に規定する任期中に、<u>国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程第24条第1項第6号に定める産前休暇、同項第7号に定める産後休暇、国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程(以下「育休等規程」という。)</u>第2条に定める<u>育児休業又は第32条に定める介護休業(介護休業期間が通算30日以上の場合に限る。)</u>(以下「休業等」という。)を取得する(育児休業期間又は介護休業期間を延長する場合を含む。)場合には、当該テニユアトラック教員の申出により、休業等を取得する期間の範囲内で、1年を上限として1回に限り任期を延長することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 前項の規定に基づき任期の延長を認められたテニユアトラック教員が、育休等規程第6条第1項各号(第8号及び第9号を除く。)又は第36条第1項各号(第4号及び第5号を除く。)の一に該当し、育児休業又は介護休業を終了した場合で、<u>休業等</u>の期間が、延長を認められた期間より短くなる場合の任期の延長期間は、<u>休業等を開始した日から</u>、育児休業又は介護休業を終了した日までの期間とする。ただし、介護休業を終了した場合</p>	<p>本則 (任期等) 第3条 (略)</p> <p>2 テニユアトラック教員は、申出により、次の各号に定める場合に任期を延長することができるものとし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。ただし、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間及び大学に在学している間に本学と有期労働契約を締結していた期間を除く。)の始期から9年を超えることはできない。</p> <p>(1) <u>前項に規定する任期中に、国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程第24条第1項第6号に定める産前休暇、同項第7号に定める産後休暇、又は国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程(以下「育休等規程」という。)</u>第2条に定める<u>育児休業(以下「育児休業等」という。)</u>を取得する(育児休業期間を延長する場合を含む。)場合 子1人(双子以上の場合も1子とみなす。)につき1年を上限とし、<u>育児休業等</u>を取得する期間の範囲内</p> <p>(2) <u>育休等規程第32条に定める介護休業(介護休業期間が通算30日以上の場合に限る。)</u>を取得する(介護休業期間を延長する場合を含む。)場合 <u>介護休業</u>を取得する期間の範囲内</p> <p>3 前項の規定に基づき任期の延長を認められたテニユアトラック教員が、育休等規程第6条第1項各号(第8号及び第9号を除く。)又は第36条第1項各号(第4号及び第5号を除く。)の一に該当し、育児休業又は介護休業を終了した場合で、<u>育児休業等又は介護休業</u>の期間が、延長を認められた期間より短くなる場合の任期の延長期間は、育児休業又は介護休業を終了した日までの期間とする。ただし、介護休業を終了した場合で、当該</p>	<p>テニユアトラック教員の産前産後休暇、育児休業または介護休業取得に伴う任期の延長の回数上限の撤廃</p> <p>育児介護休業法改正に伴い、育児休業が分割取得可能となることによるもの</p>

で、当該介護休業期間が通算 30 日未満となるときは、当該介護休業期間の任期延長を取り消すものとする。 4 (略)	介護休業期間が通算 30 日未満となるときは、当該介護休業期間の任期延長を取り消すものとする。 4 (略)	
--	--	--

附 則 (令和 4 年 10 月 1 日教規程第 46 号)

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める任期延長の対象となる期間には、施行日において継続中の産前休暇、産後休暇 (引き続き取得した育児休業を含む) 及び介護休業の期間を含むものとする。